

厚生労働省通知「地域医療構想の進め方について (平成30年2月7日医政地発0207第1号)」のポイント

1 個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応

- ・都道府県は、毎年度、地域医療構想調整会議において合意した具体的対応方針をとりまとめることとされた。

具体的対応方針のとりまとめには、以下の内容を含むこと。

- ① 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
- ② 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数

- ・公立病院、公的医療機関等は、「新公立病院改革プラン」「公的医療機関等2025プラン」を策定し平成29年度中に協議、その他の医療機関のうち担うべき役割を大きく変更する病院などは、今後の事業計画を策定し速やかに協議、上記以外の医療機関は、遅くとも平成30年度末までに協議することとされた。

2 区域の状況に応じた対応

- ・都道府県は、次の場合に、該当医療機関に対し調整会議への出席により説明を求めること等とされた。
 - (1) 過剰な病床機能に転換しようとする医療機関の計画を把握した場合
 - (2) 病床機能報告において、6年後の医療機能を、構想区域で過剰な病床機能に転換する旨の報告をした医療機関を把握した場合
 - (3) 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関を把握した場合
 - (4) 病床がすべて稼働していない病棟を再稼働しようとする医療機関の計画を把握した場合
 - (5) 新たに病床を整備する予定の医療機関を把握した場合
 - (6) 開設者を変更する医療機関（個人間の継承を含む）を把握した場合

3 個別の医療機関の取組状況の共有

- ・個別の医療機関ごとの医療機能や診療実績、地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金等の活用状況、新公立病院改革プラン、公的医療機関等2025プランの記載事項について共有することとされた。